平成２０年（フ）第５号
熊本県八代市本町４丁目４番９号
破産者　中野　國広
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２０年（フ）第６号
熊本県八代市本町４丁目４番９号
破産者　中野佐智子
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７２号
熊本県八代市田中東町24号９番地、住民票上の住所熊本県熊本市御幸西４丁目５番97―３号
破産者　中村　輝子
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５４号
埼玉県入間市東藤沢５丁目31番11号、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番10―302号　グリーンタウン松ヶ丘
破産者　永岡眞智子
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第７０１号
北九州市小倉北区緑ヶ丘２丁目７番22号、開始決定時の住所北九州市小倉南区徳吉東５丁目１番13号
破産者　松尾　数幸
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０７号
仙台市宮城野区岩切字三所北32番地の１　シティーハイツあづまＢ―102
破産者　鈴木　賢二
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第２５９号
宮城県加美郡加美町字大門118番地12
破産者　黒田　　茂
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
宮城県石巻市福地字小田内15番地２
破産者　浮津　榮記
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
神奈川県逗子市山の根３―13―42　サンクレスタ山の根201号、住民票上の住所横浜市磯子区下町７番17号
破産者　高橋　典也
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第４９９号
金沢市笠舞本町２丁目33番５号
破産者　栄田　文子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第３８７７号
名古屋市中村区井深町７番45号
破産者　パナショップケイ中村こと　武藤　實
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９１８号
名古屋市守山区桔梗平２丁目2408番地　ラ・セレッサ201号、開始決定時の住所愛知県春日井市牛山町1844番地13
破産者　野島　吾郎
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９２２号
名古屋市守山区森孝３丁目904番地
破産者　写真ノ大森ことフェリアこと　大森　英昌
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３号
名古屋市緑区鳴海町字清水寺80番地の８
破産者　廣田千代子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９８６１号
大阪府東大阪市下小阪１―２―７　グランドメゾン小阪402号、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺20番地の５
破産者　貝田　成衛
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１６２０号
堺市南区三原台４丁30番６号、前住所堺市南区三原台３丁39番24号
破産者　秋田　典俊
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１８９０号
堺市堺区南庄町２丁２番８号　プレオール堺東403号
破産者　道屋　　清
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係